

障害者自立支援給付支払等システムについて

令和7年9月30日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1.令和7年度障害福祉サービス等審査支払事務システム関係スケジュール

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	説明会等	9月下旬★ 障害者総合支援合同担当者説明会						★3月中～下旬 障害保健福祉関係主管課長会議(説明動画・資料配布)
	令和7年 制度改正等対応	★9/19 インタフェース仕様書(令和7年10月施行分)(確定版)の提示	★10/1施行 就労選択支援					
国保中央会		就労選択支援に係る システム改修	リリース準備 ベンダテスト					
		簡易入力システム・取込送信システムリリース	★10/27稼働(予定)					
		電子請求受付システムリリース	★10/27稼働(予定)					
		審査支払等システムリリース	★10/27稼働(予定)		★11月下旬稼働(予定) 統計(国庫負担基準単位)機能	★12月下旬稼働(予定) 統計(実績データ)機能		
		伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)リリース	★10/24稼働(予定)					
国保連合会				1日～ 請求受付開始 就労選択支援対応				
都道府県		就労選択支援に係るシステム改修	ベンダテスト					
市町村		就労選択支援に係るシステム改修						
障害福祉サービス等 事業者		就労選択支援に係るシステム改修	ベンダテスト					

1.令和7年度障害福祉サービス等審査支払事務システム関係スケジュール

<令和7年10月以降に予定している障害者自立支援給付支払等システムの対応時期等について>

(1)就労選択支援サービスの施行に伴う対応について(令和7年11月審査)

令和7年10月に施行する就労選択支援サービスについて、事業所が令和7年11月より報酬の請求を行えるよう各システムの対応を行う。(詳細については、本日説明)

また、就労選択支援にかかる統計機能のシステム対応については、以下のとおり行う。

- ・国庫負担基準単位の集計仕様の改修 ⇒ 令和7年12月処理
- ・障害者自立支援等実績データの改修 ⇒ 令和8年 1月処理

(2)国保連合会における一次審査の判定レベル見直しについて(令和7年11月審査)

報酬算定ルールに則していない請求情報について、国保連合会における一次審査の判定レベルを、平成30年度より段階的に「警告」から「エラー(返戻)」に移行する対応を実施している。令和7年度においても、令和6年度報酬改定等により追加されたチェックについて、判定レベルの移行を実施する。

(詳細については、「4. 警告からエラーへの移行について」参照)

2. 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

就労選択支援の追加について

令和7年10月より就労選択支援サービスが施行されることから、事業所異動/訂正連絡票情報について、以下のとおり新たなサービス種類コードを設定可能とする。なお、就労選択支援において設定可能な項目等については、インタフェース仕様書を参照すること。

■ 令和7年10月より追加されるサービス種類コード

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和7年9月以前	令和7年10月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	・サービス種類コード	※「48:就労選択支援」は 設定不可	「48:就労選択支援」が設定 可能	就労選択支援において設定可能な項目等 については、インタフェース仕様書を参照。

コード値の削除について

令和6年度報酬改定における激変緩和の措置で残存させていたみなし区分(旧型区分)について、令和8年4月以降は設定不可とすることに
伴い、以下のとおりコード値の削除を行う。そのため、現在、共同生活援助の人員配置区分に旧型区分を設定している事業所において、新たに
届け出を行う場合には、現行の区分を設定した事業所異動連絡票情報を提出すること。

■ 令和8年4月よりコード値を削除する項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和8年3月以前	令和8年4月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	・人員配置区分	01: 6:1 以上 02: 10:1 以上 03: 旧Ⅰ型(4:1 以上) 04: 旧Ⅱ型(5:1 以上) 11: 旧日中支援Ⅰ型(3:1 以上) 12: 旧日中支援Ⅱ型(4:1 以上) 13: 5:1 以上	01: 6:1 以上 02: 10:1 以上 13: 5:1 以上	激変緩和措置の終了に伴い、人員配置区 分の旧型区分を削除。 以下のサービスが対象。 ・共同生活援助

3. 就労選択支援サービスの施行に伴う介護給付費等の請求事務について

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票における変更点

令和〇〇年4月分										重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票											
受給者証番号										支給決定障害者等氏名(児童氏名)											
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										訪問 太郎											
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										事業所番号											
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										事業者及びその事業所											
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										社会福祉法人重度包括振興会 重度障害者等包括支援事業所											
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										サービス担当者会議開催日 4 月 4 日											
日付	曜日	サービス種別	サービス利用実績			実績単位数						低所得者利用加算	緊急時対応加算(地域生活支援拠点等の場合)	緊急時支援加算(I)(地域生活支援拠点等の場合)	初回加算	医療連携体制加算	送迎加算		有資格者支援加算	備考	
			開始時間	終了時間	実績時間数	適用単価	基本単位数	加算	加算後単位数	派遣人数	単位数						1日計	往			復
1日		生活介護	11:00	12:00	1	204	204		204		204					1					
1日		生活介護	12:00	17:00	5	101	1,010		1,010		1,010										
2月		重度訪問介護	7:00	8:00	1	204	204	早期	255	1	255										
2月		重度訪問介護	8:00	10:00	2	101	404		404	1	404										
2月		生活介護	10:00	16:00	6	101	1,212		1,212		1,212										
2月		重度訪問介護	16:00	18:00	2	101	404		404	1	404										
2月		重度訪問介護	18:00	19:00	1	101	202	夜間	253	1	253										
2月		重度訪問介護	19:00	19:30	0.5	88	88	夜間	110	1	110										
2月		重度訪問介護	19:30	20:00	0.5	99	99	夜間	124	1	124										
3日	火	共同生活援助			1	1,019		1,019		1,019											
4日	水	短期入所			1	973		973		973		1									
5日	木	重度訪問介護	7:00	8:00	1	204	204	早期	255	1	255										
5日	木	重度訪問介護	8:00	10:00	2	101	404		404	1	404										
5日	木	生活介護	10:00	16:00	6	101	1,212		1,212		1,212										
5日	木	重度訪問介護	16:00	18:00	2	101	404		404	1	404										
5日	木	重度訪問介護	18:00	19:00	1	101	202	夜間	253	1	253										
5日	木	重度訪問介護	19:00	19:30	0.5	88	88	夜間	110	1	110										
5日	木	重度訪問介護	19:30	20:00	0.5	99	99	夜間	124	1	124										
6日		居宅介護等※の場合、適用単価を記載する。				73		73		73		1									
7日		※居宅介護等 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、 自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援、自立生活援助				73		73		73		1									
9日						04		204		204											
合計		共同生活援助			1					1,019											
		短期入所			3					2,919		3回	1回	1回	1回	1回		4回	1回		
		その他サービス			33					6,942											

「サービス種別」欄に、就労選択支援が設定可能。

初回加算を算定する場合、「1」を記載する。

地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時対応加算相当の支援を行った場合、「1」を記載する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のみ対象

「適用単価」欄について、「サービス種別」が就労選択支援の場合、居宅介護等(※)の適用単価を設定。
※居宅介護等
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助

低所得の利用者に対し支援を行った場合、「1」を記載する。

場合、「5」を記載する。
医療連携体制加算(VI)が算定される支援を行った場合、「6」を記載する。
医療連携体制加算(VII)が算定される支援を行った場合、「8」を記載する。

居宅介護等※の場合、適用単価を記載する。
※居宅介護等
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、
自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、
就労定着支援、自立生活援助

地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時支援加算(I)相当の支援を行った場合、「1」を記載する。
※自立生活援助のみ対象

片道単位で回数を記載する。

4. 警告からエラーへの移行について

(1) 概要

- 平成30年4月改正法の施行を受け、国保連合会における一次審査の実施にあたり、これまで「警告」としていたものについて、平成30年度以降、「エラー(返戻)」へ移行することを検討する必要があるとされた。
- また、新たに追加するチェックについては、まずは「警告」、または「警告(重度)」とし、周知期間を設けた上で、「エラー(返戻)」への移行を実施している。
- 令和7年度における警告からエラーへの移行についても、これまでと同様に周知期間を設け以下のとおり実施する。

(2) 対応スケジュール

- 「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和7年11月審査(令和7年10月サービス提供分)からを予定している。
- なお、エラーへの移行を予定しているエラーコードであることが分かるよう、令和7年5月審査分より、エラーメッセージの文頭に★を付与している。



(3) 移行対象エラーコード

- 確定した移行対象エラーコードについては、近日中に事務連絡にて周知予定。

5. 就労選択支援サービスの円滑施行に向けて

○台帳の整備

就労選択支援サービスの施行に伴い、サービス提供を行う事業所に対する異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。また、支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の整備も必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報及び市町村等の受給者台帳情報と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所台帳情報及び受給者台帳情報の入力・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

○事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。

6. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	激変緩和措置の終了 (共同生活援助)	共同生活援助の人員配置区分について、旧型の区分(03:旧 I 型(4:1 以上)~12:旧日中支援 II 型(4:1 以上))が廃止となることに伴い、現在、旧型の区分が登録されている事業所台帳に対し、令和8年4月異動分として、基本報酬に応じた区分を設定した異動連絡票の提出が必要となるか。	令和8年4月以降、旧型の区分(03:旧 I 型(4:1 以上)~12:旧日中支援 II 型(4:1 以上))は使用不可となる。 なお、令和8年3月以前より既に登録されている旧型区分に対しては国保連合会にてエラーは発生しないため、令和8年4月以降において、新たに届け出を行う場合には、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。	関連Q&A 令和6年3月21日 合同担当者説明会 Q&A No.3